

令和8年5月13日

## 御殿場市発注建設工事の入札金額内訳書及び労務費ダンピング調査について

令和7年12月12日の「第三次担い手3法」の施行に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じることとされました。

これに伴い、御殿場市が発注する建設工事について、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 【今回の改正のポイント】

- 1 令和8年6月以降の入札案件から「労務費等を記載した工事費内訳書」の提出が必要となります。
- 2 令和8年10月以降の入札案件から「労務費ダンピング調査」を実施します。

### 1 入札価格（工事費）内訳書について（令和8年6月1日以降の入札案件）

- ・令和8年6月以降に行われる市発注工事の入札においては、次の項目を記載した入札価格（工事費）内訳書の提出が必要となります。

【材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退協制度の掛金、安全衛生経費】

- ・様式は任意となります。市が発注時に示す金抜き設計書を用いて内訳書を作成する場合は、別添の記載例を参考に必要な行を追加の上、労務費等を記載して下さい。
- ・令和8年10月以降の入札案件は、各項目に金額の記載がない場合（一部未記載も含む。）は無効の入札となりますので、ご注意願います。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、「算出不能」または「一部の未計上」の旨を記載することができます

### 2 「労務費ダンピング調査」の実施について（令和8年10月以降の入札案件）

#### ①「労務費ダンピング調査」とは

- ・入札金額の内訳を確認する際に、労務費等の適正性を調査する方法の一つとして、国土交通省が具体的な実施方法をガイドラインにまとめております。
- ・市では、令和8年10月以降の入札案件から、労務費ダンピング調査を実施します。

#### ②調査の対象

- ・随意契約を除く市発注の建設工事。

### ③調査の具体的な内容

- ・入札価格（工事費）内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った場合は、適正な水準の労務費を確保できないことが懸念されることから、別添により、当該労務費で入札した理由書の提出を求めますので、速やかな提出（1～2日程度）をお願いします。
- ・なお、期限までに理由書の提出がない場合は、契約締結を辞退したものとして取り扱います。

### ④調査の結果について

- ・合理的な理由があると認められる場合は、追加の対応や手続きを求めることはありません。
  - ・合理的な理由があると認められない場合は、是正を求める「要請書」を送付の上、国の建設Gメンへ通報します。
- なお、当該通報をもって入札を無効としたり、契約を締結しないものではありません。入札及び契約の取扱いは、通常通り行います。

御殿場市役所 管財課  
電話 0550-82-4322